

# 税金特集号

平成30年 1.21

**公3578-2111**代

FAX 3578-2634(税務課) http://www.city.minato.tokyo.jp



## 平成30年度からの住民税(特別区民税・都民税)の主な改正点について

## 給与所得控除の見直し

給与所得控除の上限額が適用される給与収入額の上限が、1200 万円(控除額230万円)から、1000万円(控除額220万円)に引き下げ られました。

## 表 給与所得控除の見直しに係る一覧

区分	現行(平成29年度分)	平成30年度分から		
上限が適用される 給与収入額	1200万円	1000万円		
給与所得控除の 上限額	230万円	220万円		

## セルフメディケーション推進のための 所得控除制度(医療費控除の特例)の創設

健康の維持増進および疾病の 予防として一定の取り組み(※ 1)を行った人が、本人および生 計を一にする配偶者、その他の 親族のためにスイッチOTC医 薬品(※2)を購入した場合、そ の購入金額の合計額(保険金等 により補てんされる金額は除 く)が、1万2000円を超えるとき は、その超える部分の金額(限 度額は8万8000円)の所得控除を

ました。

なお、この特例の適用を受け る場合には、従来の医療費控除 の適用を受けることができませ ん(選択適用)。

- ※1 特定健康診査、予防接種、定期 健康診断、健康診査、がん検診の いずれか
- ※2 要指導医薬品および一般用医薬 品のうち、医療用から転用された 医薬品(類似の医療用医薬品が医療 保険給付の対象外のものを除く)

## 受けることができるようになり 医療費控除・医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)

の申告時における「明細書」の添付義務化

医療費控除・医療費控除の特 例の適用を受ける場合は、現行 の医療費または医薬品購入費の 領収書の提出に代えて、医療費 または医薬品購入の明細書が必 要となります。

ただし、平成32年度まではこ れまでどおりの医療費または医 薬品購入費の領収書の添付でも 控除の適用を受けることができ ます。

## 住宅ローン控除(住宅借入金等特別税額控除)の延長

平成31年6月30日で終了する予定であった住宅 借入金等特別税額控除の対象となる居住開始日 が、平成33年12月31日まで延長されました。



## 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡 した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡 所得に係る課税の特例についての適用期限が、「平成29年度まで」 から「平成32年度まで」に3年間延長されました。

## 上場株式等の配当所得等および譲渡所得等に 係る住民税の課税方式のお知らせ

上場株式等の配当所得等につじに住民税申告書が提出された場 いては、申告不要・総合課税・ 申告分離課税のいずれかを選択「考慮し、住民税申告書の記載事 できるものとされています。ま「項を基に所得税の確定申告とは た、株式等譲渡所得について は、申告不要(源泉徴収のみ)・ 申告分離課税のいずれかを選択 できるものとされています。

確定申告書が提出されても、 納税通知書が送達される日までいい。

合には、納税義務者の意思等を 異なる課税方法を選択すること ができます。

所得税の確定申告と異なる課 税方式を選択する場合は、住民 税の申告書を提出してくださ

問い合わせ

税務課課税係 ☎3578-2593~8、2600~9



## グリーン化特例の延長

軽自動車を新規に取得した場合に、その 燃費性能に応じて軽自動車税の税率を軽課 する特例を平成31年3月31日まで延長しま

平成30年度は、平成29年4月1日~平成30 年3月31日に新車登録された車両が対象と なります。

問い合わせ

税務課税務係☎3578-2586~91

## 平成30年6月からモバイルレジを利用した 区民税等のクレジット納付を開始します

区では、スマートフォンのカメラ機 対象税目 個人住民税(普通徴収)・軽 能で、コンビニ納付用のバーコードを「自動車税 読み込み、インターネットバンキング 利用上限額 30万円 で納付できる「モバイルレジ」をすでに「利用できるカード VISA、Master、 導入していますが、6月からモバイル「JCB、AMEX、Diners レジにクレジットカードで納付できる。ご利用にあたっては、手数料がかか 機能を追加した「モバイルレジ・クレーります。 ジット」を新たに導入します。

ぜひ、ご利用ください。

利用限度額・支払日(口座引落日)に 注意してご利用ください。

問い合わせ 税務課税務係 ☎3578-2586~91

広報 升 播 亡

# 知って納得住民税

区では、区民の皆さんが安全で安心な生活ができるよう、さまざま な事業を行っています。これらの費用は、皆さんが納める税金によっ て賄われています。

## 住民税(特別区民税・都民税)の概要

#### 住民税とは

住民税には、個人にかかる「個人住民税」と法人にかかる「法人住 民税」があり、個人住民税は区で、法人住民税は都税事務所で扱っ ています。

個人住民税は、地方自治体が行う事業の費用を住民がそれぞれの 負担能力に応じて分担する地方税です。所得税(国税)とは異なり、 住民税は地域社会の会費として、より多くの人に負担を求める仕組 みになっています。

#### 住民税の構成

個人住民税は、「特別区民税」「都民税」からなり、それぞれに「均 等割」と「所得割」があります。この均等割と所得割の額を足したも のが1年間の税額(年税額)になります。

均等割 区内に住所のある人や、区内に住所がなくても事務所・事業 所・家屋敷のある人が一律に負担する税金です。

※特別区民税は3500円、都民税は1500円です。

前の年の所得に応じて計算された税額 所得割

> 特別区民税の税率は6%、都民税の税率は4%です。所得の 種類によって税率が異なる場合があります。

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策 に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、臨時 的な税制上の措置として、平成26年度~35年度、特別区民税および都民税 の均等割額をそれぞれ年額500円引き上げています。

#### 住民税を納める人(納税義務者)

住民税は、その年の1月1日現在の住所地で、前年の1月から12月 までの所得に対して課税されます。

納税義務者	均等割	所得割
港区に住所のある人	0	0
港区に住所はないが、事務所・事業所・家屋敷のある人	0	_

#### 住民税がかからない人

#### 所得割も均等割もかからない人(住民税非課税)

- (1)平成30年1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている人
- (2)平成30年1月1日現在、障害者、未成年者、寡婦(夫)で前年中の合 計所得金額が125万円以下の人
- (3)前年中の合計所得金額が次の金額以下の人
- ①扶養親族がいない人 35万円
- ②扶養親族がいる人 35万円×(控除対象配偶者と扶養親族(年少 扶養含む)の人数+1)+21万円

#### 所得割がかからない人(所得割非課税)

- (1)前年中の総所得金額等が次の金額以下の人
- ①扶養親族がいない人 35万円
- ②扶養親族がいる人 35万円×(控除対象配偶者と扶養親族(年少 扶養含む)の人数+1)+32万円

## 税金のかからない給与収入の限度額

給与所得者(パート等含む)の人で1年間の給与収入の合計が103万 円までの場合、所得税はかからず、100万円までの場合は住民税もか かりません。

給与収入(年収)	本人に税金がかかるかどうか		扶養に入ることが
和一分权人(十4次)	住民税	所得税	できるか
100万円以下	かからない	かからない	できる
100万円超~103万円以下	かかる	かからない	できる
103万円超	かかる	かかる	できない

問い合わせ

税務課課税係

**☎**3578−2593~8、2600~9

# 申告から納税までの流れ

## 普通徴収(個人で納める方法)

自営業の人や、住民税を給与や年金から天引きされない人 には、住民税の「納税通知書」と「納付書」を6月上旬に区役所 (税務課)からご自宅へ郵送します。

### ●所得税の確定申告

2月16日~3月15日に申告



## ●住民税の申告

3月15日までに申告 (確定申告をした人は必要ありません)

## 自営業の人等

## 2納稅通知書

6月上旬に本人宛てに発送

## 🕄 納付(納付書・口座振替等) (第1期~第4期)

## 平成30年度の納期限(年4回)

第1期 平成30年7月2日(月) 第2期 平成30年8月31日(金) 第3期 平成30年10月31日(水) 第4期 平成31年1月31日(木)

# 等の写し 区役所 納入 各金融機関

税務署 

確定申告書

## 給与特別徴収(給与天引きで納める方法)

給与から天引きされる人には、住民税の「税額通知書」を5月 中旬に区役所(税務課)から勤務先へ郵送します。 勤務先から「税額通知書」を受け取ります。

### ●所得税の確定申告

給与以外の所得がある等、確定申 告をする必要がある人や医療費控 除等で確定申告をすると所得税が 還付される人が行います。

## **1** 給与支払報告書

1月31日までに提出

#### 2 税額通知書 5月中旬に

勤務先に発送

## 5納入 各月分を翌月10日までに納入



## 年金特別徴収

### (年金天引きで納める方法)

一定の要件に該当する年金受給 者については、年金から住民税が 天引きされます。住民税の「納税 通知書」を6月上旬に区役所(税務 課)からご自宅へ郵送します。



### ❶ 公的年金等支払報告書

2 税額を通知

**③**納入



## 2 納税通知書



## ~住民税(特別区民税・都民税)の申告書の提出期限は3月15日(木)です~

いいえ

いいえ

はい

## ご自身に必要な申告について確認しましょう

はい

いいえ 平成29年中(1月1日から12月31日)に収入がありましたか?

し はい

広報 升 提 と

住民税の申告が必要な場合は、

平成30年1月1日現在の住所地

で手続きをしてください。

## 次の(1)~(3)のいずれかに該当しますか?

平成30年1月1日現在の住所は 🎏 🔀 ですか?

- (1)1カ所から給与の支払いを受けている人で給与収入が2000万円以下(年末 調整済み)であり、給与所得・退職所得以外の所得の合計が20万円以下
- (2)2カ所以上から給与の支払いを受けている人で、主たる給与収入が2000 万円以下(年末調整済み)であり、主たる給与以外の収入と給与所得・退職 所得以外の所得の合計が20万円以下
- (3)公的年金の収入が400万円以下で、その他の所得の合計が20万円以下

はい

収入が給与、公的年金のみで、それらの支払者から港区へ支 払報告書が提出されていますか?

※給与支払報告書の場合、平成29年中に退職し、給与の支払金額が30万円以下 の場合を除く。

はい

源泉徴収票に記載されているもの以外に、対象となる控除(医療 費控除等、一定の条件で所得から差し引くことのできるもの)が ありますか?

いいえ

住民税の申告の必要はありません。

## 所得税の確定申告書を税務署に提出 してください。

4面の「税務署からの確定申告のお知らせ」を ご覧ください。

※所得税の確定申告をした人は、住民税の申告書の 提出は不要です。

いいえ はい

確定申告により所得税の還付がありますか?

いいえ

はい

港区居住の親 族に扶養され

ていますか?

いいえ、

## こんな場合はどうするの? 申告のQ&A

- Q1 ふるさと納税をしたのですが、申告の方法は?
- ▲1 確定申告を必要としない給与所得者等に限り、寄附先が5自治体以内で ある等、一定の条件下であれば確定申告をしなくても寄附金税額控除が受 けられます(ワンストップ特例)。ただし、控除を受けるためには、寄附を するごとに寄附先に「申告特例申請書」を提出しておく必要があります。
  - ※確定申告をする人は、申告書第二表の「住民税に関する事項」の寄附金税 額控除欄に、寄附額を必ず明記してください。
- Q2 平成29年3月に会社を退職し、その後3カ所でアルバイトをし ていました。医療費がかかったので所得税の還付を受けたいの ですが、どのように申告すればいいでしょうか?
- ▲2 税の申告は、1月から12月の1年間の収入が対象になるので、申告をする 際は20万円以下の所得についても申告しなければなりません。アルバイト 先を含めて全ての勤務先の「給与所得の源泉徴収票」を用意し、医療費の 領収書とともに、税務署に所得税の確定申告をしてください。
  - ※所得税の確定申告をした人は、住民税の申告は不要です。
- Q3 収入がなくても住民税の申告書を提出するのですか?
- A3 収入のない人も、住民税の申告書第2面「③収入がなかった人の記入 欄」に明記し、申告してください。
  - ※住民税の課税状況は国民健康保険料や介護保険料の計算、児童扶養手当な ど各種手当の審査の際に使用します。申告書の提出がないと、保険料が高 く算定されることがあります。

## 住民税(特別区民税・都民税)の 申告書を 区役所または各総合支所 に提出してください

住民税の申告が必要と思われる一定の人には、申告書を2月1日(木)に 郵送します。同封の「申告の手びき」を参考に、必要書類を用意の上、申 告書に必要事項を明記し、返信用封筒で郵送するか、次の提出先に提出

平成29年中に転入した人には、申告書を郵送していません。申告書が 必要な人には、次の窓口で2月1日(木)から配布します。

〒105-8511 芝公園1-5-25 港区役所2階 税務課課税係

## 各総合支所 区民課窓口サービス係

問い合わせ

区 〒105-8511 芝公園1-5-25 ☎3578-3141 地 麻 布 地 区 〒106-8515 六本木5-16-45 ☎5114-8821 赤 坂 地 区 〒107-8516 赤坂4-18-13 **☎**5413−7012 高 輪 地 区 〒108-8581 高輪1-16-25 **☎**5421 − 7612 芝浦港南地区 〒105-8516 芝浦1-16-1 **☎**6400 − 0021

台 場 分 室 〒135-0091 台場1-5-1

税務課課税係 ☎3578-2593~8、2600~9

**☎**5500 − 2351

## 都税事務所からのお知らせ

## 個人事業税の申告

個人で事業を営んでいる人は、3月15日(木)までに 前年中の事業の所得等を、都税事務所に申告すること になっています。ただし、所得税や特別区民税・都民 税の申告をした人は、個人事業税の申告の必要はあり

ません。この場合には、それぞれの申告書の「事業税 に関する事項」に必要事項を明記してください。

なお、年の途中で事業を廃止した場合は、廃止の日 から1カ月以内(死亡による廃止の場合は4カ月以内)に 個人の事業税の申告をしなければなりません。

### 問い合わせ

東京都港都税事務所個人事業税班 〒106-8560 麻布台3-5-6 ☎5549-3805(直通)

区役所・総合支所への申し込み・問い合わせについて、特記がない場合は平日午前 時30分~午後5時の受け付けとなります。



# 税務署からの確定申告のお知らせ

## 申告書は自分で 作成&提出はお早めに

## 国税庁ホームページ(http://www.nta.go.jp)

「確定申告書等作成コーナー」で申告書等が作成できます。

① 「印刷して郵送等で提出 また (詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください) は (詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください)

○申告書「控用」の返送を希望される人は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

200000 対域			
税目	提出期限と納付期限		
所得税および 復興特別所得税	平成30年3月15日(木)		
贈与税	平成30年3月15日(木)		
個人の消費税および 地方消費税	平成30年4月2日(月)		

社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度)の 導入に伴い、

申告手続等には、 税務署へ提出する度に

マイナンバーの記載

三 おロお トスタ師限

が必要です!

## イナン<u>バーカード(個人番</u> 号カード) をお持ちの人は

- ●マイナンバーカードだけで、本人確 認(番号確認と身元確認)が可能です。
- ●ご自宅等からe-Taxで送信すれば、本 人確認書類の提示または写しの提出 が不要です。

## マイナンバーカードをお持ちでない人は

番号確認書類 確認できる書類 ご本人のマイナンバーを

●通知カード

広報 升 指 と

- ●住民票の写しまたは住民票記載事項証明書 (マイナンバーの記載があるものに限りま す) 等のうちいずれか1つ
- 記載したマイナンバーの持ち主 身元確認書類 であることを確認できる書類
- ●運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- ●パスポート
- ●身体障害者手帳
- ●在留カード
- 等のうちいずれか1つ

## 申告書作成会場の開設日程

次の日程で「税理士による無料申告相談~申告書を作成して提出できます~」を実施します のでご利用ください。

期間	会場	所 在 地	受付 時間
1月31日(水)~2月2日(金)	白金台いきいきプラザ	白金台4-8-5 芝浦4-13-1 午前9時30分~11時30分 午後1時~3時30分	
2月7日(水)~2月9日(金)	芝浦港南区民センター		
2月13日(火)~2月15日(木)	高輪区民センター 高輪1-16-2		1 (2.03 50355)
2月1日(木)~2月15日(木) ※土・日曜および祝日を除きます。 麻布税務署		西麻布3-3-5	午前9時15分~11時30分 午後1時~4時

- ○小規模納税者の所得税および復興特別所得税・消費税および地方消費税・ 年金受給者並びに給与所得者の所得税および復興特別所得税の申告書を作 成して提出できます(土地、建物および株式等の譲渡所得のある場合を除 く)。申告書等の提出のみの場合は、直接税務署に提出(郵送可)してくだ さい。
- ○確定申告に必要な書類、計算器具、筆記具、印鑑およびマイナンバーに係 る本人確認書類(①マイナンバーカードまたは②番号確認書類および身元 確認書類)の写し等をご持参ください。なお、医療費控除を受ける場合は、 あらかじめ医療費の明細書を作成してお持ちください。

所得税および復興特別所得税・贈与税・消費税および地方消費税の申告書作成会場を、次のとおり開設します。

開設期間(注)	会場	所 在 地	時間
2月16日(金)~3月15日(木)	芝税務署	芝5-8-1	受付 午前8時30分~(提出は午後5時まで)
2月10日(金)~3月13日(水)	麻布税務署	西麻布3-3-5	相談 午前9時15分~

(注)土・日曜を除きます。ただし、2月18日(日)および2月25日(日)は東京国税局1階において相談・受け付けを行います。

会場が混雑している場合には、受け付けを早めに締め切ることがあります ので、なるべく午後4時までにお越しください。 また、混雑の状況によっ ては、長時間お待ちいただくこともありますので、ご了承ください。

## 医療費控除は領収書が 提出不要となりました

この控除の適用を受ける人は、 セルフメディケーション税制は 受けられません。

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに"医療費控除の 明細書"の添付が必要となりました。

- ※「医療費控除の明細書」は国税庁ホームページからダウンロードできます。
- ※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります(税務署から求められたとき は、提示または提出しなければなりません)。
- ※医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます (医療費通知とは、健康保険組合等が発行する[医療費のお知らせ]等です)。
- (注)平成29年分~平成31年分の確定申告については、医療費の領収書の添付または提示によることもでき

国税庁ホーム ペーシも ご覧ください 国税庁 新着情報 検索』。 国税庁

芝税務署 〒108-8401 芝5-8-1 ☎3455-0551

麻布税務署 〒106-8630 西麻布3-3-5 ☎3403-0591

## 税務関係民間団体のご紹介

区内の税務関係民間 団体は、正しい税知識 の普及および納税意識 の高揚を目的として、 区や税務署等と連携し 団体相互に緊密な協調 を図るとともに地域社 会の健全な発展に寄与 する各種の社会貢献活 動を行っています。



問い合わせ 税務課税務係 ☎3578-2586~91

構成団体	団体名	主な活動
納連	芝納税貯蓄組合連合会	
州沙庄	麻布納税貯蓄組合連合会	
青申会	(社)芝青色申告会	●税に関する広報活動、各種研
月十五	(社)麻布青色申告会	修会の開催
法人会	(公)芝法人会	●記帳活動
<b>本八云</b>	(公)麻布法人会	●税理士による無料相談
間税会	芝間税会	●租税教室の開催 ・●税に関する作品(作文、標語、
间优云	麻布間税会	絵はがき)コンクールの開催
小売酒販	芝酒類商連合会	●ボランティア活動(バザー売上
小元/档规	東京小売酒販組合麻布赤坂支部	金の寄附)等
税理士会	東京税理士会芝支部	
1元/44 上云	東京税理士会麻布支部	

記事中の表記について (社)…一般社団法人 (公)…公益社団法人





軽自動車税は、原動機付自転 車、小型特殊自動車、二輪車(オ ートバイ)、軽三輪、軽四輪以上 等の軽自動車に対する税金です。 毎年4月1日現在の所有者に課税さ れます。

#### 納付時期

区役所から送付される納税通知 書で、納期限までに納付します (軽自動車税の納期は原則として 毎年5月中です)。

#### 所有しなくなったら

廃車・譲渡・盗難・出国等によ り登録の軽自動車を所有しなくな った場合は、3月末日までに廃車 手続きが必要です。手続きが遅れ ますと、平成30年度も課税される ことがありますのでご注意くださ

#### 軽自動車税の減免

身体障害者手帳や、愛の手帳を お持ちの人等(同一生計者を含む) は、軽自動車税の減免が受けられ る場合があります。詳しくは、税 務課税務係にお問い合わせくださ

なお、減免は普通自動車・軽自 動車等合わせて1台のみです。

#### 問い合わせ

税務課税務係☎3578-2586~91

# 特別区たばこ税

特別区たばこ税は、製造たばこの製造者や卸売販売業者等が区 内の小売店に売り渡したたばこの本数に基づき、申告および納税 するものです。

たばこの販売価格には、特別区たばこ税をはじめ、さまざまな税 金が含まれており、納税自体は卸売販売業者等が行いますが、実 際に税金を負担しているのは、たばこを購入している消費者です。

平成28年度における港区の特別区たばこ税収入は約63億円で、 特別区税収入全体の約8%を占めています。

#### 特別区税収入に占める特別区たばこ税収入の割合



特別区たばこ税 63億3452万円 8.2%-

特別区民税 704億1679万円 91.7%

その他 7507万円 0.1%-

問い合わせ

税務課税務係 ☎3578-2586~91

5

## 口座振替のご案内

住民税(普通徴収)の納税を便利な口座からの 自動引き落としにしませんか

- ●銀行やコンビニに行かなくてもOK ●「ついうっかり」の納付忘れがなくなります。

## 利な納税方法のご案内

## 24時間365日いつでも

- ~コンビニ納付~コンビニエンスストア を利用した納付制度
- (1)現金と納付書を持ってコンビニへ
- (2)レジでお支払い
- (3)領収書とレシートの受け取り

## いつでもどこでも

~モバイルレジ~スマートフォンや携帯 電話を利用した納付制度

- (1)インターネットバンキングの利用手続き
- (2)アプリをダウンロード(初回のみ)
- (3)アプリを立ち上げお支払い

※納付金額が30万円以下の住民税(普通徴収) と軽自動車税で利用が可能です。

## 納税管理人について

区内に住所等を持たなくなった人(特に海 外へ転出される場合等)は、住民税の納税義 務を果たすために納税管理人を定めて、申告 または申請する義務があります。転出される 場合は、税務課へお問い合わせください。

## 問い合わせ

税務課税務係

**☎**3578 − 2586 ~ 91

## 納税相談はお早めに

さまざまな事情により納期限までに納付す ることが困難な場合には、納税相談を受け付 けています。

一定の条件を満たしている場合には分割納 付や徴収猶予(原則1年以内)の対象となるこ とがあります。

## 納税の猶予について

納税者の負担の軽減を図るとともに、早期 かつ的確な納税の履行を確保する観点から、 納税者の申請に基づき換価の猶予ができるよ うになりました。詳しくは、ご相談ください。

## 税が遅れると延滞金がかかります

納期限までに納付されない場合は、納期限 の翌日から納税の日までの期間に応じて高い 利率の延滞金が課せられます。

## 滞納者に対する徴収強化を進めています

税負担の公平性確保の観点から、納期限を 過ぎても未納が続く滞納者に対しては、債権 (預貯金・生命保険・給与等)や、自動車・不 動産等財産の差し押さえを行っています。

財産を差し押さえても完納にならない場合 は、差し押さえた財産の公売を行い、滞納し ている税金に充当します。

問い合わせ

税務課納税促進係・滞納整理担当☎3578-2619~33

## 課税(非課税)証明書の請求について

課税証明書は、住民税の課税額、前年の所 得および扶養の状況等が記載され、非課税証 明書は課税額が無いことを証明するもので す。納税証明書は課税証明書の内容に加えて 納税額を証明しています。

請求には3つの方法があります。

## 1窓口申請

## 必要なもの

本人	・印鑑 ・本人確認できるもの※ 1
代理人	<ul><li>・印鑑(代理人のもの)</li><li>・代理人の本人確認できるもの※ 1</li><li>・委任状(本人が署名押印したもの)</li></ul>

※1 官公署発行の運転免許証、健康保険証、パス ポート等で顔写真付きのものは 1 点、それ以外 は2点提示してください。

**交付手数料** 1 通300円

※使用目的により無料になる場合があります。 発行できる場所

各総合支所区民課窓口サービス係(芝地区 総合支所は証明交付担当)、台場分室

☎欄外参照

## 2郵送請求(本人のみ)

## 必要なもの

(1)申請書(港区ホームページの申請書ダウン ロード・税金からダウンロードできます) (2)使用目的により有料の場合は1通300円の 定額小為替

- (3)返信用封筒
- (4)本人確認できるもの(※1の写し)

## 3コンビニ交付

### 必要なもの

マイナンバーカード(個人番号カード)また は住民基本台帳カード(事前に利用登録した もの)

各カードについて詳しくは、各地区総合支 所区民課窓口サービス係へ(台場分室は除 < )。 ☎欄外参照

交付手数料 1通200円

※使用目的により無料交付できるものでも有 料扱いになります。

利用時間 午前6時30分~午後11時 ※年末年始およびメンテナンス時を除く。

## 問い合わせ

税務課税務係

**☎**3578 − 2586 ~ 91

# 港区の寄附金税額控除対象団体が拡大されます

## 区民の寄附により、多様な民間団体への活動が活性化し、 活力に満ちあふれたまちの実現をめざします。

区では、所得税の控除対象寄附金のうち、港区特別区税条例で税額控除の対象となる寄附金を指定しています。 寄附文化醸成の取り組みの一環として、港区特別区税条例を改正し、平成30年1月1日以降支出された寄附金から条 例で指定する税額控除対象となる団体を拡大しました。

これにより、個人が条例で新たに指定する団体に寄附を行った場合には、寄附者の平成31年度分特別区民税の所得 割額から一定額が控除されます。



http://www.city.minato.tokyo.jp

## 港区における条例指定寄附金の対象範囲

港区内に主たる事務所または事業所がある下表の法人または 団体に寄附した場合、特別区民税からの税額控除対象となりま す。

## 特別区民税からの税額控除対象法人・団体

●国立大学法人		(2法人)
VI / I		(10)

独立行政法人、地方独立行政法人 (12法人)

● 特殊法人 (1法人)

公益財団法人、公益社団法人 (368法人)

(25法人) 学校法人

• 社会福祉法人 (14法人) 更生保護法人 (1法人)

認定NPO法人 (29法人)

(3法人) 大学共同利用機関法人

合計455法人(平成28年12月末現在)

具体的な法人名・団体名は港区ホームページをご覧 ください。

なお、今回拡大した団体は、東京都が条例指定した控除対象団 体でもあるため、都民税の税額控除対象にもなります。

東京都が条例で指定する団体については、東京都主税局ホー ムページ

http://www.tax.metro.tokyo.jp/ をご覧ください。

## 個人住民税(特別区民税・都民税)から 控除される寄附金税額控除額について

## ◆特別区民税分…

(港区が条例指定した団体への寄附金額-2000円)×6%に相 当する金額

## ◆都民税分…

(東京都が条例指定した団体への寄附金額-2000円)×4%に 相当する金額

- ※寄附を行った翌年度の個人住民税(特別区民税・都民税)から 控除されます。
- ※寄附金税額控除の対象となる寄附の限度額は、総所得金額等 の30%です。

## 条例指定の団体に 寄附をした場合は確定申告を

### 寄附金税額控除を受けるためには、確定申告が必要です。

寄附をした翌年に、寄附をした際に受け取った受領証明書等 を添付して税務署へ確定申告をしてください。

この申告で、所得税の寄附金控除と個人住民税(特別区民 税・都民税)の寄附金税額控除の両方を受けることができます。

ただし、確定申告書第二表下にある「住民税に関する事項」の [寄附金税額控除]欄に明記されていないと、控除が受けられな い場合がありますので、確定申告書へは、正確に明記してくだ さい。

また、ふるさと納税をしている人は、確定申告を行うことに より、ワンストップ特例制度非該当者となりますので、確定申 告の際にはふるさと納税分の明記も忘れずに行ってください。

問い合わせ

税務課課税係

**☎**3578−2593~8、2600~9

## 条例指定の団体に寄附をした場合の流れ

## 港区民

### ①寄附

所得税の寄附金控除および住民税の 寄附金税額控除を受ける場合には、寄 附団体に受領証明書等の発行を依頼

## ③確定申告を行う

寄附団体からの受領証明書等を添付

3確定申告

## 税務署

④確定申告書等の資料の回送

## ●寄附

# 2受領証明書等

## 5税額の通知

## 4確定申告書等の資料

## 寄附団体

### ②受領証明書等発行

寄附を受けた団体は、寄附者の住所・ 氏名・寄附金額・受領年月日・受領者 の名称・寄附金である旨を証する文言 を記載した受領証明書等を発行

## |<mark>|又</mark>

## ⑤税額の通知

確定申告書・受領証明書等の内容を 基に特別区民税・都民税の寄附金税額 控除の賦課計算を行う。

電話番号のかけ間違いにご注意ください。